

【 検査 】

45 オプジーボ点滴静注投与時の抗GAD抗体の算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

留意事項通知の要件を満たさないD008「21」抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗GAD抗体）の算定は、オプジーボ点滴静注投与時であったとしても、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

オプジーボ点滴静注の特に注意を要する副作用の一つに1型糖尿病の発症があげられる。

抗GAD抗体は、1型糖尿病に高頻度に検出される膵β細胞に対する抗体だが、厚生労働省通知^{*}に、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対して1型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる旨示されており、当該通知の要件を満たさない当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（厚生労働省通知）

抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗GAD抗体）は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対して1型糖尿病の診断に用いた場合又は自己免疫介在性脳炎・脳症の診断に用いた場合に算定できる。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について